ASBJ

第 548 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-9
日付	2025 年 6 月 5 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 547 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）において、ローン・コミットメントの定めに関する検討、貸付金代替性債券の定めに関する検討及び新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）における結論の背景の文案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ローン・コミットメントの定めに関する検討についての意見）

IFRS 第 9 号の範囲に関する定めの取入れ並びに名称及び定義についての意見

2. 予想信用損失モデルの対象とすべき範囲は概ねカバーされていると考えられるため、事務局提案に賛成する。

3. 理解しやすさの観点から、現行の日本基準における「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント」の名称及び定義を踏襲する事務局提案に賛成する。

4. 現行の日本基準の定義を用いることで本プロジェクトの目的は達成されること及び IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の結論の背景におけるローン・コミットメントの説明については特定の商品を含むかどうかの議論があり、定義として取り入れるには尚早であると考えられることから、事務局提案に賛成する。

5. ローン・コミットメントに予想信用損失モデルを適用することが本プロジェクトの目的であり、範囲に関する取扱いを入れること自体が目的ではないので、現行の移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 19 項における貸出コミットメントの定義を用いても、大きな弊害はないと考える。そのため、事務局提案に賛成する。

6. クレジットカード契約については、貸付であるという法的構成の他に、立替払契約である又は債権譲渡契約であるといった様々な法的構成が存在する。このため、クレジット

カード契約を「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント」の定義に含める場合、現行の日本基準の定義のみで十分か疑義がある。

7. ローン・コミットメントに対して予想信用損失モデルを適用するための財務諸表作成者のコストは相応に高いと考えられるため、丁寧な対応が必要であると考える。

市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントの取扱いについての意見

8. 市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的とは認知しておらず、あえて審議事項(2)-2 第 23 項の案 2 を設ける必要性は低いため、案 1 でよいと考える。

9. 金融商品専門委員会における意見及び自らの経験を踏まえると、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントは一般的ではないと認識している。また、既に多くのオプションが設けられているため、追加のオプションを設けることは避けた方がよいと考える。これらの点も踏まえ、審議事項(2)-2 第 23 項の案 2①を採ることも考えられるが、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントに該当するか否かを発行者に判定させることは負担が大きいと認識しており、また、案 2②を採っても開示の論点が生じると考える。

   さらに、IFRS 第 9 号第 4.2.1 項(d)は売建てのコール・オプションであるローン・コミットメントについてデリバティブとしての会計処理を求めない簡便法であることも踏まえると、案 2①または案 2②を採る必要はないと考えられることから、案 1 を支持する。

10. 市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントの事例が少ないのであれば、実務上の負担は小さいと考えられるため、国際的な会計基準と遜色のない会計基準とすることを優先すべきと考える。また、ローン・コミットメントに対して予想信用損失引当金が計上される場合、予想信用損失引当金と当初認識額から収益認識された累計額を控除した金額の両方を計上することは、負債を二重に計上することになると考えられる。これらの理由より、審議事項(2)-2 第 23 項の案 2①とすることが適当であると考える。

11. 市場金利にクレジット・プレミアムや流動性プレミアムを含めるかどうかによって、市場金利を下回る金利でローンを提供するコミットメントが一般的に行われているかどうかは異なると考えられる。このため、IFRS の市場金利の定義又は実務における解釈を確認することがより適切な判断に繋がると考える。

（貸付金代替性債券の定めに関する検討についての意見）

定義及び名称についての意見

12. 定義及び名称についての事務局提案に賛成する。なお、定義のうち「保有する」という点が重要であれば、この部分を強調することも考えられる。

13. 総額引受私募債は現在の保有目的による区分の例外であるため、定義は狭い範囲に絞り、形式を用いて定めたうえで、この点を示す名称とする方がよいと考える。したがって、定義及び名称についての事務局提案に賛成する。

14. 貸付金代替性債券の範囲についての基本的な考え方には賛成するものの、総額引受という概念が範囲を絞り込む効果を有していないと考えられるため、定義及び名称に含める必要があるのか疑問がある。この点、名称を例えば「貸付金代替私募債」とすることも考えられる。

15. 貸付金の代替として保有する私募債を定義することに賛成するものの、定義及び名称については、前項の意見に対応する必要があると考える。このため、定義及び名称に「貸付金代替」という用語を用いていない理由を確認したい。

16. 作成者が判断に困るのであれば事務局提案に反対はしないものの、利用者の観点では「貸付金代替性債券」のような目的を示す表現の方が内容を理解しやすいと考える。

総額引受私募債の分類及び測定についての意見

17. 総額引受私募債は他の有価証券とは異なるものということを区分の段階で示すことで会計基準を理解しやすくなると考えるため、総額引受私募債をその他有価証券から外して新たな区分を設ける事務局提案に賛成する。

18. 総額引受私募債は、これまでの有価証券の 4 区分では説明できない性質を有しており、その他有価証券とも測定の基礎が異なるため、これまでの区分とは別の区分を新たに設ける方が利用者としては理解しやすいと考える。

19. 総額引受私募債は満期保有目的の債券に近いと考えられるため、満期保有目的の債券の信用リスクに関する要件の緩和を行い、総額引受私募債を満期保有目的の債券に含めることを検討することも考えられる。しかし、信用リスクに関する要件を緩和した場合、総額引受私募債以外の債券も満期保有目的の債券に含まれる懸念もあり、議論には時間がかかると想定される。このため、減損プロジェクトの段階では総額引受私募債をその他有価証券から外して新たな区分とする事務局提案に賛成する。

20. その他有価証券から外して新たな区分を設けることは大きな変更となると考えられるため、総額引受私募債をその他有価証券に分類し続け、測定のみ満期保有目的の債券に準ずることとできないか検討して頂きたい。

21. 総額引受私募債については貸付金に含めて取扱うこととし、有価証券の分類には含めないように定める方が理解しやすいと考える。

22. 信用リスクの高低によって満期保有目的の債券とその他有価証券のいずれに分類されるかが決まるという点の根拠を確認したい。また、この点についてこれまで異論が寄せられたことがなかったか確認したい。

23. 総額引受私募債から他の保有目的区分への変更の定めについて検討しているか確認したい。

（新適用指針における結論の背景の文案についての意見）

結論の背景の文案についての意見

24. BC30 項以降について、相対的アプローチを原則とするのは国際的な比較可能性の観点だけではなく、IFRS 第 9 号の結論の根拠にもあるような当初の価格付けとの関係や絶対的アプローチだと過度な引当となること等も理由であると考えている。この観点から、相対的アプローチが有用な情報をもたらすという点についても記載して頂きたい。

25. BC45 項の相対的アプローチに関する記載は、審議事項(2)-4 参考資料第 59 項の期末日において破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等の取扱いに関する規定と矛盾があると考えられるため、「期末時点で信用減損している又は実際にデフォルトが発生しているかではなく」は、「期末時点の信用減損状況にかかわらず」等の表現とすることを検討して頂きたい。

26. BC46 項の 2 文目は「したがって、」という書出しになっているものの、1 文目と 2 文目は原因と結果の関係ではなく、並列の関係のように読めるため、表現を再検討して頂きたい。

27. BC64 項の「将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する定めを全体的に理解すれば、適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが読み取れる」という記載は、個別の定めからはマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることは読み取れないようにも捉えられるため、「将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する定めから適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが明らかである」等の表現とすることを検討して頂きたい。

以　上